

別添4

基安発0623第2号
平成23年6月23日

宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

放射性物質が検出された上下水処理等副次産物及び災害廃棄物の
当面の取扱いについて

東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故に関し、別添1から3のとおり、原子力災害対策本部から「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」及び「脱水汚泥等の保管、仮置き及び輸送に当たって留意すべき事項」が、環境省から「放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理の方針」が示されたところです。

この考え方を踏まえて、上下水処理等副次産物及び災害廃棄物の取扱い業務を労働者に実施させる場合の電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）の適用等について、下記のとおりとすることといたしましたので、了知いただくとともに、貴管内市町村にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添4により、都道府県労働局長に対して通知していることを申し添えます。

記

- 1 下水処理場、浄水場、焼却施設、廃棄物処分場等（以下、「下水処理場等」という。）の事業場内において、脱水汚泥及びそれを焼却・熔融したもの並びに災害廃棄物及びその焼却灰（以下、「脱水汚泥等」という。）が電離則第2条第2項の放射性物質に該当する場合又は脱水汚泥等による実効線量が電離則第3条第1項に定める基準（3月につき1.3ミリシーベルト（1時間につき2.5マイクロシーベルト））を超えるおそれがある場合、事業者は、電離則の関連規定を遵守する必要があること。

また、電離則第2条第2項の放射性物質に該当する脱水汚泥等をセメント原料、路盤材等として受け入れる事業場においても、電離則の適用の可能性があるのであることに留意すること。

なお、電離則第2条第2項で定める放射性物質の濃度下限値近傍（下限値のおおむね8割以上）の脱水汚泥等を取り扱う場合、事業者は、電離則第8条及び第9条に準じて作業者の被ばくを測定等することが望ましいこと。

- 2 放射性物質に該当する脱水汚泥等を運送又は受入れする事業場が適切に被ばく管理等を行うためには、搬出される脱水汚泥等の有害性情報が運送又は受入れする事業者에게適切に伝達されることが必要であること。このため、管内の別添5に掲げる放射性物質に該当する脱水汚泥等がある下水処理場等は、放射性物質に該当する脱水汚泥等を搬出する際には、搬出される脱水汚泥等の放射性核種の種類、数量、濃度等について、運送又は受入事業者に対し、文書により通知する必要があること。

（別添1～5 略）